

平成 20 年度第 2 回佐倉市入札監視委員会議事概要

日 時	平成 21 年 1 月 27 日 (火) 午前 10 時 00 分 ~ 午後 12 時 15 分
場 所	佐倉市役所 議会棟 2 階 第 2 委員会室
出席者	< 委 員 > 湯川委員、関谷委員、仁平委員 < 事務局 > 契約検査室 < 担当課 > 管財課・交通防災課・志津霊園対策室・資産税課・道路管理課 公園緑地課・社会教育課・高齢者福祉課・農政課・商工観光課

【議事概要】

議題 1 入札・契約の手続きの運用状況等について

平成 20 年 4 月から平成 20 年 9 月までに実施した一般競争入札・随意契約・低入札価格調査実施案件及び指名停止業者について、事務局から報告をしました。

[主な質疑内容]

(質問) 低入札価格調査実施案件の説明の中で、予定価格の 70% 以下の金額が対象ということですが、70% の根拠を教えてください。また、その結果として可能であると判断する調査の内容を詳しく教えてください。

(回答) 国の基準では、予定価格に対し 3 分の 2 から 85% の間となっておりますので、佐倉市では 70% で行っております。

調査の内容ですが、その価格で入札をした理由の聞き取り、入札時に添付されている工事内訳書の確認、経営状況をリサーチ会社などの調査結果などから確認を行っております。

(質問) 市が 100% だと考えている予定価格に対し落札率が 30% から 40% というものが見受けられます。これは市の算定基準が現実と見合っていないということではないですか。市として独自に単価を設定することは考えていませんか。

(回答) 事業の積算に当たっては、全国的な単価の基準を使用しております。その単価はリサーチ会社や公共機関などが、毎月の売買取引などの実勢を調査して全国的な平均を出しておりますので、その単価を使用することが妥当な金額と判断しております。

また、市として独自に近隣の流通価格や売買取引の価格の動向を調査し単価を設定するという事は困難と考えます。

議題 2 制限付き一般競争入札参加資格の設定経緯等について

平成 20 年 4 月から 20 年 9 月までに実施した一般競争入札・随意契約の中から当番委

員が抽出した 10 件の案件について、事業担当課職員による事業説明及び質疑応答を行いました。

[主な質疑内容]

案件 佐倉市立佐倉中学校校舎改築建築主体工事（一般競争入札）

（質問）非常に金額の高い工事となっていますが、積算の算定方法などを教えてください。

（回答）国土交通省の算定基準に基づいた積算方法をとっております。また、その積算に用いる単価は県の単価を採用しております。これは、佐倉市だけということではなく県内のほとんどが同じ方法、単価となっています。ただし、単価表にないものについては、複数の業者から見積もりを取り、年度当初に定めています実勢率を見込んで単価を採用しています。

（質問）国や県の基準や単価を使うということは、他市町村と同じということですか。

（回答）はい。

（質問）特定建設工事共同企業体という用語について説明をしてください。

（回答）特定建設工事共同企業体とは、JVとも言いますが、複数の業者がその事業ごとに企業体を組み、工事を進めていくことです。

JVだと、たとえば 1 社の経営状態が傾いてしまっても工事が止まるということがないというメリットがあり、工事の施工上のリスクを防ぐために高額の工事に採用することが大きな理由です。また、工事によって地元の中小企業体が大手企業と組んで技術力の向上を図るということがかつての目的であったように理解しています。

ただ、JVを組む時に企業間での談合であるとか、いろいろな問題も出てきまして、確実に施工できる企業であれば単体でも参加できるように、国から利用されはじめまして、佐倉市でも要領が改正されましたので今回初めてJVと単体の混合入札を採用しました。

（質問）単体企業で参加可能とする判断基準はなんですか。

（回答）総合点数や会社の経営状況、また工事の実績などから判断します。

（質問）JVの構成員数を 2 者とした理由は何ですか。

（回答）要領で定めておりまして、2 者または 3 者とするとなっておりますが、今回の工事は 2 者としました。

（質問）入札に参加した業者が 2 者となっておりますが、実際参加資格を持っていた業者数はど

のくらいでしたか。

(回答) 単体企業として資格がある業者は 43 者。JV の代表構成員となれる業者は、単体企業として資格がある 43 者を含めまして 70 者。また、構成員となれる業者は 167 者おります。重複はできませんので、最大 70 者の参加が可能であったと考えています。

(質問) 70 者が可能と判断している中で 2 者しか入札しないというのは少ないと思いますが、何か問題点などお考えでしょうか。

(回答) 結果として検証してみたところ、東京都の公社の談合事件の関係で多くの大手業者が指名停止を受けたタイミングと佐倉市の入札事務のタイミングが大きく影響したのではないかと類推しています。

また、原油高騰の関係で物価が一番激しく上昇していた時期でもあり、入札が 6 月で契約が 9 月の議会承認を待つこととなりますので、その間の物価上昇なども、業者として警戒感があったのではないかとということも考えております。近隣市でも今回の佐倉市と似たような事例があると伺っております。

(質問) 今回の結果を踏まえて、今後大きな工事を発注する際の対応は考えていますか。

(回答) 今回の件では特別な事情があったと判断していますので、今後、3 億円以上の工事があった場合には、再度、混合入札を行いたいと考えています。

(質問) このような規模の工事では、市の考えとして何者位の参加が望ましいとお考えでしょうか。

(回答) 県などでは 30 者以上が参加できるような要件の設定をしていると伺っております。入札に関しましては多ければ多いほど競争性が働きますので、多くの業者が参加できるような要件の設定ということも内部では検討しております。しかしながら、要件を低くするとリスクも上がりますので、今後は事業の規模に応じて資格要件の総合点数を変えることなどで参加可能業者数を増やすような、より競争が働く方法を検討したいと考えております。

案件 8 月 16 日豪雨に伴う災害応急対策等業務委託 (随意契約)

(質問) 災害に対する緊急な対応ですので積算も早急に作成されるということですが、積算する単価の根拠を教えてください。

(回答) 起こってしまった場合には早急な対応が必要となりますので、協定を結んでその中で単価をあらかじめ設定しています。その単価については、県の単価表に基づいて設定しております。

(質問) 連絡協議会というのは民間の組織ですか。

(回答) 民間の組織です。もともとは佐倉市には建設業や造園建設業など建設関係の4つの団体があり、それぞれと協定を結んでいました。しかし、商工会議所などの協力もあったようですが、災害などに対して4つの団体が個別ではなく、1つにまとまって対応しようとする動きの中で発足された協議会です。

(質問) 緊急ということで、結果的に高く見積もられるという可能性もないとは言い切れないと思いますが、そのチェック機能はどのようになっていますか。

(回答) 見積もりの金額がでましたら、土木部など庁内の専門部署でチェックしています。

(質問) 普通の工事と違って雨量によっては修復工事などのほかに別の業務が生じてしまうと思いますが、そのようなことも含めて積算はされていますか。

(回答) たとえば台風などで佐倉市が直撃になるという予想がされた場合、各地区の数地点ごとに業者の方に待機をしていただくことがあります。そのような場合には、当然、土嚢や作業に対する費用のほか待機していただいた費用についても支出しています。

(質問) 場所の対象は市道のみですか。国道や県道はどうなっていますか。

(回答) 市道のみです。県道で災害が起きた場合には県が動きます。

案件 勝田台長熊線志津霊園関連区間測量業務委託(一般競争入札)

(質問) 予定価格に対し落札率が低いように見受けられます。また、開札結果を見ますと業者間で入札金額にばらつきがありますがその理由はどのようにお考えですか。

(回答) 業者個々の考え方であると考えます。絶対に落札したいと考えればぎりぎりの安い金額を入れるでしょうし、利益を優先しようと考えれば高くなっていくでしょうから、企業の考え方が反映された結果ばらつきが生じたものと考えております。

(質問) 業者の営業努力が予定価格と落札金額の差に表れているのですが、予定価格の設定にあたって積算の根拠は何ですか。また、業者の営業努力で出た入札金額とだいぶずれがあるように思いますがその理由はどのようにお考えですか。

(回答) 県の積算基準によって体系化されていますので、それを使った結果が積算の根拠となっております。システム化されておりますので、担当者によって単価を動かすということとはできないこととなります。

(質問) 落札率がとても低くなっておりますが、担当部署としてこの価格で事業の継続が可能かどうかというチェックはされましたか。また、どのような内容のチェックをした結果、この業者で可能と判断したのかを教えてください。

(回答) 入札時に提出された内訳書の個々の項目について確認をしております。低入札価格調査案件は工事以外では2000万円以上が対象となっており、調査基準価格を下回った場合には業者の聞き取りや経営状況等の調査を行うこととなっております。しかし、その他の案件については開札した際に業者が積算をした内訳書を担当者がチェックし、項目のもれがないかや市で出した積算単価と極端に相違がないかなど検討したうえでの判断となっております。

(質問) 2000万円以下であれば、落札額が低い場合でも経営状況などの調査をせず内訳書から履行が可能であると判断するのですか。

(回答) 佐倉市では2000万円以上ということで線を引いております。しかし、その他の案件についても契約を締結するにあたり、違約金の項目を設けておりますので、それが履行の担保と考えております。

(質問) 履行中のチェックはどのようにされていますか。

(回答) 業者側の現場担当者とし側の担当者と常に連絡はとっており、進捗状況の確認や契約の内容などを伝えております。

案件 平成20年度固定資産土地評価業務委託(随意契約)

(質問) 予定価格を見ますと昨年度より若干上がっていますが、これは業務の内容に変更点があったためですか。事業の内容などについて教えてください。

(回答) 積算については県の積算基準の測量技師を用いて算定しております。この事業は3年に1度の事業となっており、路線価の見直しをするものです。3年ごとですので、路線の増減も多少ありますが、今回は調整区域の宅地認定が新規に加わりましたので予定価格が上がったことの原因となっております。

(質問) 同じ業者が継続して受注しているようですが、積算の妥当性などチェックはしていますか。

(回答) 積算の単価は県の積算基準に基づいておりますので、妥当であると判断しております。その他、諸経費などのチェックもしております。

(質問) 事業の内容を見ますと、評価に関するデータ作成、データ入力、プログラムの修正とさまざまな業務に渡っておりますが、なぜ、それらの業務を一括して発注しているのでしょうか。

(回答) このシステムはいわゆるマッピングシステムといわれておまして、システム自体が多くの階層からなっております。例えば地番図データや家屋図データ、宅地データな

どをそれぞれ階層として持っております。課税などの調査を行う際はそれらの必要な階層を組み合わせて資料を作成することになります。システムのデータの作成については、他の自治体で課税業務を行っている業者もおりますのでできることはできませんが、そうした場合であっても入力や修正についてはプログラムが非開示となっておりますので別にこの業者に発注することになります。そうしたことを総合的にみた場合、コストの面からも検証した上で、一括して発注、契約をしております。

(質問) 予定価格に対して契約金額が95.6%となっておりますが、何か理由などはありますか。

(回答) 一般競争入札と違い随意契約の場合、予定価格は事前には非公表となっておりますので、仕様書に沿った見積り金額を作成した業者との比較の結果と考えております。

案件 佐倉市道道路清掃業務委託(一般競争入札)

(質問) 業務の対象の路線は毎年変わるものですか。

(回答) この事業の対象は歩道を持っていて、植樹帯があり、そこに高木の落葉樹が植わっている路線のため、大幅な変更はありません。

(質問) 昨年より予定価格が若干上がっていますが、何か理由はあるのですか。

(回答) 積算にあたりましては県の基準に基づき、路面清掃車両による清掃業務で積算した結果の予定価格でありますので、昨年と今年単価の変動が理由と考えます。

(質問) 昨年と同じ業者が落札していますが、何か理由があるのかその辺りの状況を教えてください。

(回答) 基本的には路面清掃車両を持っていて資格を持っていれば可能な業務ですので、これは落札業者の営業努力と考えます。

(質問) 道路清掃といってもいろいろなレベルの作業が考えられますが、この事業は専門的技術を要する事業ですか。それともボランティアなどの検討もできるような作業なのでしょうか。

(回答) 長い延長を作業するため人力となると相当な人員を必要とします。ですので、機械を所有する専門の業者でないといけないものと考えます。

(質問) 予定価格が上がっているのは、具体的には何の単価が上がっているのですか。

(回答) 積算時点でいいますと作業員の単価や、車両を動かしますので燃料単価の上昇が大きかったです。

(質問) 入札に参加した 13 者は市内の業者ですか。また、年度により参加業者に大きな違いはありますか。

(回答) ほぼ市外のいわゆる県内業者となっています。また、参加業者については車両の保有の関係も考えられますが、年度によって大幅に違うということはありません。

(質問) 市内業者では参加できる業者はいないのですか。

(回答) 「緑地管理・道路清掃」の部門に登録している市内業者はいますが、結果として参加はしていませんでした。

案件 平成 20 年度佐倉地区街路樹・緑地管理業務委託（一般競争入札）

(質問) 市内を 5 地区に分けて発注している中で、昨年と比較すると佐倉地区と志津地区の予定価格は上がっておりますが、それ以外の 3 地区については下がっています。落札金額については佐倉地区は上がっていて、外 4 地区については下がっています。佐倉地区だけ予定価格、落札金額が上がっておりますが、積算の根拠を教えてください。また、佐倉地区だけ昨年と同じ業者が落札していますが、何か理由があるのかその辺りの状況を教えてください。

(回答) 課のほうで年間を通して効率的な発注方法を検討しております。その中で昨年度 2 本でありました佐倉地区街路樹・緑地管理とさくら庭園・楠木緑地管理を合わせて 1 本で発注していますので予定価格が上がっております。落札の業者が同じということについては、一般競争入札の結果です。

(質問) 積算の根拠を教えてください。

(回答) 県の積算基準に基づいております。

(質問) 予算が減っていく中で検討されている事項がありましたら教えてください。

(回答) 除草等の回数を減らすという方法はあると思いますが、市民に対するサービスの低下となってはなりませんので、たとえば利用の少ない場所については回数を減らしたり、住宅の面している部分の回数を増やして直接生活に支障がない部分については回数を減らすなど、現在の積算でもいろいろ工夫しているところです。

(質問) この事業は高度な技術を持った業者ではないとできないものですか。例えばボランティア的な地域のマンパワーを活用してできないものなのか、その辺の状況を教えてください。

(回答) 除草清掃については専門的な知識がなくてもできるものです。佐倉市では、自治会にお願いをして清掃協力団体という制度もありますので、多く活用していきたいと思っ

ております。しかしながら、自治会の中でも高齢化ということもありますが、なかなか参加していただける方の数が伸び悩んでいるという状況もあります。

(質問) 積算する際の、数量の把握はどのように行っていますか。

(回答) 台帳により把握しております。この台帳は随時修正などを行って管理しています。

案件 東部地区社会教育施設機械警備業務委託(一般競争入札)

(質問) 落札率が17.5%と大分低くなっておりますが、その辺の状況を教えてください。

(回答) 積算につきましては、各館によって仕様は異なっておりますが、基本的には赤外線センサーとマグネットセンサーの個数に単価を掛けたものを積み上げたものと、夜間の勤務など特殊な業務を勘案しまして特殊性作業員の労務単価を使用して積算をしました。低くなることの要因として考えられるものは、平成16年まで各館で個別に随意契約していたものを東部地区の5館をまとめて5年間の契約期間にしたことが考えられますが、一般競争入札の結果であると判断しています。

(質問) 以前は単年度で契約していたものを5年契約にしたことによってどの位落札率などに影響したかということについて、今現在考えていることがあれば教えてください。

(回答) 機械警備については、器具を設置してしまえば、以降はあまり費用のかかるものではありません。ですので、長期の契約としたことがかなり影響したと考えています。

(意見) 今後、長期契約としたことの効果の検証をしていただきたい。

(質問) 前回は3年契約で、その前は各館ごとに随意契約をしていたとのことですが、それらを1つにまとめたうえで、なお、長い期間にするということはコストの抑制を考えてのことですか。

(回答) 館によって面積などは異なっても、機械による警備で警備会社の警備員が来るという基本的なことには変わりありませんので、一括にすることでコストを抑えられるのではないかと考えました。また、併せて従来各館ごとで積算していましたが公正を期すという意味でも一括で発注しています。

案件 佐倉市高齢者等ふれあい配食サービス事業(随意契約)

(質問) 毎日、配食しているのですか。

(回答) 配食サービスは月曜日から金曜日の夕食を提供しておりますが、そのうちで利用者の方が必要とする時、たとえば月曜日だけ利用するという方や月曜日から水曜日を利用

する方など個々の状況に応じて提供されます。

(質問) どのくらいの利用者がいるのですか。

(回答) 年々希望される方が増加傾向にありまして、現在、190名位の方が利用しております。また、今後も増えていくであろうと考えております。

(質問) 昨年度と同じ法人が契約相手となっている理由についてお聞かせください。

(回答) 引き受けていただけたところがなかなか無いという現状があります。利用される方の身体的な状況に応じてはきざみ食や流動食的なものなど様々ですので、一般の宅配のお弁当屋さんということができません。専門的な知識や経験のある社会福祉法人にお願いするのですが、それでもなかなか難しいという状況があります。今年度は3法人の方をお願いができて、現在は来年度に向けて新たに2,3法人と協議中です。

(質問) 単価が昨年と同額ということですが、単価の根拠を教えてください。

(回答) 積算単価については、生活保護基準のうち70歳以上の居宅基準を用いまして食材費を550円としております。その他に諸経費を算出して出した結果940円としております。

(質問) 安否確認という面では、配食している方がどの程度のことをすることが期待されているのですか。

(回答) 配食サービスへは介護福祉士またはそれに準ずる方と介助補佐員などの2名で行っておりまして、通常では夕食の時間帯とおおよそ回る時間帯が決まっておりますので、行った時に利用者が不在ということだと通報先に連絡を入れるような形になっております。また、いらっしゃれば対面できますので栄養状態ですとか体調がすぐれないということだと通報していただくことになっております。

(質問) 配食してそれらが食べられているか食べられていないかなどの確認はされていますか。

(回答) 食事後の確認はしておりませんが、手渡しが原則ですので手渡す際に状況を尋ねたりして把握をしております。

(意見) なかなか受けていただける方が見つからないということですが、業者の経営に影響しないような、この事業が継続的に利用されるような適正な単価の設定をお願いします。

(質問) 1食当たり350円の利用者負担がありますが、そのお金はどこに入るのですか。

(回答) 市に入ります。

(質問) 年々増えているとのことですが、市内の対象者はどのくらいになっておりますか。

(回答) 住民基本台帳上では単身世帯は6167名となっております。ただし、住民基本台帳の世帯を分けている場合も含まれています。民生委員さんが状況を調べた結果では1189名となっております。また、老夫婦世帯はおそらくその倍くらいになるのではないかと考えております。その中で、身体に障害を持っている方や日常生活に支障をきたしている方などが配食サービスの対象となります。実際、ご本人や代理の方から申請を受けますと調査に行きまして決定しています。

案件 佐倉市大篠塚市民農園管理業務委託(随意契約)

(質問) 市民農園の土地は市有地ですか。

(回答) 民間の場所です。

(質問) 管理組合の構成員は地主の方ですか。

(回答) 地主の方とその他に専業農家の方が2名となっています。

(質問) 管理の委託契約は毎年単年度の契約をしているのですか。また土地の賃貸借契約は別にしてしているのですか。

(回答) 管理は毎年単年度契約をしています。また、土地の賃貸借は別に5年間の契約をしています。

(質問) 随意契約の理由で、経験、知識を必要とし、現場の状況に精通した者が行うことが望ましいとしておりますが、経験や知識ということであればその土地の方のみということではないのではないかと思いますがいかがでしょうか。

(回答) 検討の余地はありますが、この事業は地主の方の協力が必要となります。また、利用者にとっても隣接の方が管理しているということに安心が持てていると思われれます。

(質問) 地主さんが相手方というと相手に有利な契約金額になってしまうことも他ではままあるようですが、積算する際の根拠はありますか。

(回答) 積算については県の基準に基づいて行っています。

(質問) 業務の内容についての適正かどうかの判断はどこでどのように行っていますか。

(回答) 利用者から利用料金をいただいておりますのでサービスの低下につながらないような内容を市と管理組合で協議して、市のほうで結論を出しています。

(質問) 利用者がどのくらいいるのか、どういう目的の方たちなのかを教えてください。

(回答) 大篠塚は174区画ありまして、140区画が利用されています。これは、80.5%の利用率です。地理的に交通の便が悪いということも反映されているのではないかと考えてい

ます。利用者の目的としましては自家用野菜の栽培が主となっています。

(質問) 土地の賃貸借契約を別にしているようですが、賃料はどのくらいでしょうか。

(回答) 年額で平米あたり 13 円となっております。農業委員会が出しています佐倉市の標準小作料の畑の部において 10 アールあたり 13,000 円となっていることから、単価を算出しています。

案件 佐倉ふるさと広場管理棟管理委託(随意契約)

(質問) 佐倉市観光協会との随意契約は続いているものですか。

(回答) ふるさと広場ができた当時から続いているものです。おおよそ 7 割が人件費となっております。人件費については佐倉市の補佐員賃金の額で積算しています。

(質問) 人件費が 7 割ということですが、人数を積算する際の基準を教えてください。

(回答) 4 月から 11 月までの平日は 1 人、土日は利用客が多いので 2 人としております。12 月から 3 月は平日、土日ともに 1 人となっております。6 人くらいが交代制をとって管理しています。

(質問) 何人必要かどうかなどを判断する体制はどのようになっていますか。

(回答) 日誌を提出いただいています。その日誌から利用者が多い時では 1,000 人を超える時もありますが 1 日の利用者数をもとに休憩所としてのサービス、管理という面からチェックしています。

(質問) 観光の拠点においては、日々の管理やお客さんの対応をボランティアに切り替える傾向が最近出てきていますが、今後の在り方として観光協会との兼ね合いもあると思いますがどのようにお考えかを聞かせてください。

(回答) 必要最小限の人件費とボランティアなど観光協会ともいろいろお話はさせていただいています。先日も観光協会のほうで全職員を対象に佐倉の名所の勉強会を開いたと伺っています。また、観光協会のほうで、屋形船や周辺を案内するボランティアを率先して 2 年前位から立ち上げていただいて徐々に浸透しているところです。

(質問) 管理棟は商工観光課で、ふるさと広場は公園緑地課と分かれている理由はありますか。

(回答) 位置づけが異なっているのでそのようになっていますが、一本化について 2 課で協議しているところです。

(質問) 観光開発は市にとって重要な役割を持っていると思います。確かに屋形船やレンタサ

イクルなど実情を知っている方をお願いするということもわかりますが、そのようなことを前提とせずに佐倉市の観光開発の企画という面を含めて管理などについても考えていったほうが良いのではないかと思います。市としてお考えがあればお聞かせください。

(回答) ふるさと広場は佐倉市の観光拠点として位置付けています。周辺には元の湖畔荘や草ぶえの丘がありますので、それらをどのように一体化しようかということは常々内部で検討しています。

(意見) 今後、観光開発を考える時に、今ある観光協会を前提にやるほうがいいのかどうかということを将来的に見据えて考えていただきたいと思います。

(質問) 管理棟の所有は市ですか。またレンタサイクルや屋形船に携わる方たちは管理委託の中に含まれた方ですか。

(回答) 管理棟は市が所有しているものです。また、レンタサイクルなどの人員については、重なるところもありますが、観光協会のほうで管理委託とは分けて考えていただいています。

以上